

編集・発行／品川区地域振興部商業・ものづくり課

1月・3月・5月・7月・9月発行

Shinagawa Industrial News No.197 品川がわ 産業ニュース

2020年（令和2年）7月

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

TEL. 5498-6340 FAX. 5498-6338

販路拡大支援助成（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた区内中小事業者が、その危機を乗り越えるためもしくは対策を図るために前向きな投資を行いながら販路拡大に取り組む経費の一部を助成します。

対象経費 機械装置等、広告費、展示会出展費、委託費、外注費等
※原則、令和2年4月1日～令和3年1月31日までに支払ったものが対象になります。

申請資格 区内で事業を営む中小事業者

取り組み例 ①新商品の提供や生産拡大のため、製造機械を導入したい。②インバウンド対応のため、外国語版ウェブサイトを導入したい。③自社商品の販路拡大のため、展示会に出展したい。④飛沫感染予防のために、ソーシャルディスタンスや3密を考慮した店舗改装を行いたい。

助成額 最大20万円
※助成金交付は審査の上、決定します。
(ただし、新型コロナウイルスの影響で令和2年2月から7月までのいずれかの月の売上が前年同時期に比べて15%以上減少した場合は加点があります。)

助成率 対象経費の4/5

募集期間 7月1日（水）～8月31日（月）午後5時必着
詳細は品川区中小企業支援サイトをご覧ください。

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/coronajosei/2024.html>)



問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL5498-6340 FAX5498-6338

30%の特別プレミアム付区内共通商品券のお知らせ

品川区商店街振興組合連合会より、プレミアムのついた区内共通商品券を発行します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症により、売り上げが減少した区内商店街の景気対策のため、通常より発行総額を増額し、

8億円（額面総額10億4000万円分）を事前申込制で販売します。

プレミアム率 30%

発行総額 8億円（額面総額10億4000万円）

販売単位 1冊5,000円

*500円券13枚つづり、6,500円分

*1人10冊（5万円）まで申込可能

全ての申込者に購入頂けるよう計画しております。購入希望総数が販売総数を超えた場合は、購入希望数が多い方の購入数を減らして販売します。

購入できる方 区内在住、在勤を問わずどなたでも購入できます。

※商店街や商品券取り扱い店主が購入することはできません。

申込期間 7月11日（土）～7月25日（土）（必着） インターネットまたは専用申込ハガキで申込み

販売期間 8月19日（水）～8月31日（月）

販売期間終了後、一定数売れ残りがあった場合は、二次販売を行います。販売方法などは、9月21日号広報しながわ、および品川区商店街連合会ホームページなどでお知らせいたします。

区は30%のプレミアム分などの経費を助成しています。購入者の使用期限は令和3年1月31日（日）、お店の方の換金期限は令和3年2月26日（金）です。期限切れにご注意ください。

問い合わせ 品川区商店街連合会 TEL5498-5931 <https://shoren.shinagawa.or.jp>



助成金のご案内およびお知らせ

販路開拓支援

社会貢献認定製品募集のお知らせ

区内中小企業の優れた自社技術・製品・サービスのうち、募集テーマに該当する製品等について、品川区役所等への試供・導入などを積極的に行い、販路拡大を応援します。

- 対象者** 区内に1年以上主な事業所を置く中小事業者
- 対象テーマ** 以下の要件をすべて満たしていること
 - ①自社で開発した製品・技術・サービスであること
 - ②以下のテーマに該当する製品・技術・サービスであること
「新型コロナウイルス感染症に直面する危機を乗り越える取組もしくは新型コロナウイルス感染症に直面する危機に役立つ製品・技術」
- 支援内容** ①品川区等とのマッチング支援
②品川区に導入するため、既存技術・製品をカスタマイズする際の試作開発経費の助成(限度額50万円 助成率2/3)
③クラウドファンディング手数料の助成(限度額20万円 助成率2/3)
④試供場所の提供支援
- 募集時期** 令和2年5月18日(月)～令和2年12月25日(金)午後5時(※必着)

※支援対象製品は、区の審査によって決定します。
※対象製品について、契約を約束できるものではありません。

「メイドイン品川PR事業」認定製品募集

～品川発の優れた製品・技術を区がPRします～

メイドイン品川PR事業は、区内中小製造業者・情報通信業者が自社開発した優れた製品・技術を「メイドイン品川」ブランドとして区が認定し、販路開拓等を支援するとともに、区内事業者の高い技術力を広くPRする事業です。

令和2年度の認定製品を募集します

- 申請期間** 4月10日(金)～7月31日(金)※
- 申請資格** 区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者
- 対象製品** 自社で開発した製品・技術で、現在販売しているもの。



書類審査・面接審査により、認定製品を決定します。
認定された場合には、製品・技術等を広告するための動画作成や販売促進費の助成などが受けられます。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、申請期間を延長しました。

新製品・新技術開発促進事業(コロナウイルス感染症関連製品)

新製品・新技術開発に必要な経費を審査のうえ助成します。

- 助成額** 【その他の分野】最大250万円(対象経費の2/3)
- 申請期限** 令和2年7月10日(金) ※午後5時必着
- 申請資格** 区内で1年以上継続して事業を営む計画のある中小製造業事業者
- 対象事業** 次のような新製品・新技術開発で、令和3年3月までに開発が完了する事業
 - ①新製品の技術開発
 - ②機械器具または装置の高性能化・自動化技術の開発
 - ③生産・加工・処理のための新技術の開発など

※令和2年度の経費が対象となります。
※開発経費等を負担しない受託開発は対象外となります。
※申請書類・面接等総合的な審査のうえ、助成企業および助成額を決定します。

自動化・ロボット化導入推進事業

省力化を目的とした自動化・ロボット化に要する費用の一部を審査のうえ助成します。

- 助成額** 最大100万円(対象経費の2/3)
- 申請資格** 区内に1年以上主な事業所を置く中小事業者
- 対象事業** 製造工程、サービス提供、事務作業等の一環で一部もしくは全行程について自動化・ロボット化に係る改善事業等
- 申請締切** 令和3年2月26日(金)(先着順)

※助成対象企業は、区の審査によって決定します。

ソフトウェア開発促進事業

ソフトウェア開発に要する費用の一部を審査のうえ助成します。

- 助成額** 最大100万円(対象経費の2/3)
- 申請資格** 区内で1年以上継続して事業を営む計画のある中小製造事業者・中小情報サービス事業者
- 対象事業** 各種のシステムソフト、アプリケーションソフト、組み込みソフトの開発など(ゲームソフトの開発は除く)
- 申請期限** 7月31日(金) ※午後5時必着 **対象事業** 令和3年3月までに開発が完了するものに限りです。

※令和2年4月から令和3年3月末までの経費が対象となります。
※開発経費等を負担しない受託開発は対象外となります。
※申請書類・面接等総合的な審査のうえ、助成企業および助成額を決定します。

後継者塾参加者募集

- 日時** 令和2年9月8日から令和2年12月15日まで(全8回) 午後6時～9時
- 場所** 品川産業支援交流施設(北品川5-5-15)
- 講師** 事業承継センター(株) 常務取締役 東條 裕一 他
- 定員** 20人(先着)
- 対象者** 区内中小企業の後継者または後継者候補者

※詳しくは区ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL 5498-6340 FAX 5498-6338

キャッシュレス対応必須!! 「マイナポイント事業」のお知らせ

消費の活性化、マイナンバーカード普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的に、令和2年9月よりマイナポイント事業が開始されます。

マイナンバーカードを持っている消費者がマイナポイントを申請すると、最大5千円分のキャッシュレス専用のポイントがもらえます。事業者の方はこの機会にぜひキャッシュレス対応をご検討ください！
詳しくはこちら、<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/> (総務省HP)

品川区商業・ものづくり課商店街支援係 TEL 03-5498-6332 FAX 03-3787-7961

就業支援

「シルバー派遣」を活用しませんか！ 高齢者の人材活用であなたの企業を応援します。



品川区シルバー人材センターでは、『シルバー派遣』業務を行っています。これまでの「請負・委任」に加え、お客様からの直接指揮命令の下で事務補助、保育補助、調理補助、軽作業などの就業ができるようになります。多彩な職業経験と能力をもつ高齢者が、貴社の業務をお手伝いします。人員不足等でお悩みでしたら、ぜひお気軽にお問合せください。保育補助業務・事務補助等現在活躍中！

【お受けできる業務】パソコン入力、経理事務、一般事務、社内メール便、調理補助、保育補助等

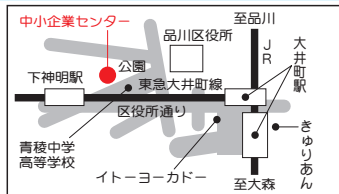
※上記以外にも短期での内容の仕事もご相談下さい。詳しくはホームページをご覧ください。ただ、下記までお問い合わせください。

(公社)品川区シルバー人材センター 本部 住所 品川区北品川3-11-16
TEL 3450-0711 URL <https://shinagawa-sjc.com/>

サポしながわ

◎求人のお申し込みはサポしながわ(中小企業センター1階)へ！

高齢者(おおむね55歳以上)の求人を常時受け付けております。
経験豊かな人材や即戦力の人材を紹介します。
また、数社の企業の参加による「就職面接会」を年数回、中小企業センター等で開催しています。
尚、隣には「品川区就業センター」があり、区とハローワーク品川が一体となって職業相談・職業紹介等の就業支援を行っています。



利用時間 月～金曜日(土、日、祝日を除く) 午後9時～午後5時

面接会日程等詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ サポしながわ無料職業紹介所 西品川1-28-3 中小企業センター1階
TEL 5498-6357 FAX 5498-6358

内職を出してみませんか

区内外の事業所の方から内職を募集しております。家庭でできる簡単な手仕事や組立作業などがありましたら、ぜひご連絡ください。
※急な内職者の紹介要請にはお答えできません。 ※作業内容が内職に適しているか、事業所登録の方法など詳細はお電話でお問い合わせください。

問い合わせ 商業・ものづくり課産業活性化担当 TEL 5498-6352 FAX 5498-6338

オンライン開催 外国人採用・定着セミナー

第1回～アフターコロナの外国人雇用の最新情報を知る～ 「何も知らない人でもわかる外国人雇用セミナー」

品川区にある中小企業の経営者・人事担当者などを対象に、外国人採用・受入れに関する知識を習得するためのプログラムを提供します。

実施回数 全5回
※各回の具体的な内容・申込方法などの詳細は、ホームページ(品川区中小企業支援サイト)、メルマガなどでお知らせします。

日時 第1回: 7月29日(水) 午後6時～8時30分

内容 これから外国人材の採用を考えている企業の不安や疑問を解消することを目的として開催します。また、新型コロナウイルス感染症下における外国人材との向き合い方や対応方法についての企業の不安や疑問も解消します。
※第1回はウェブセミナー型で開催予定です。お申し込み後、視聴用URLが記載されたご案内メールをお送りします。メールアドレスを間違えますとご案内が正しく送られない場合がありますので、何卒ご注意ください。

対象 区内企業の経営者、人事担当者等 **定員** 20名(先着順)

申し込み 品川区中小企業支援サイト(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)内の申込み専用フォームからお申し込みください(先着順、無料)。



ベンチャー起業・企業成長支援セミナー

起業して間もない方、自社の経営を発展させたい方、これから起業を考えている方を対象にセミナーを開催します。事業成長に必要なノウハウを知りたい方はぜひご参加ください。

開催日	時間	内容
① 7月15日(水)	18:00～20:00	本当にわかってますか? 「資金繰り」のこと
② 8月5日(水)		今からでも遅くない集客力のあるホームページの作り方
③ 9月1日(火)		全ての会社が知っておくべき商標権・著作権

※各セミナーはオンライン開催になります。申込方法など詳しくは、品川産業支援交流施設SHIPのホームページ <http://www.ship-osaki.jp> からご確認ください。直接お問い合わせください。



問い合わせ 品川ビジネスクラブ (TEL 5449-6557 FAX 5449-6558)

Email: info@shinagawa-businessclub.jp)

商業・ものづくり課 (TEL 5498-6340 FAX 5498-6338)

相談業務のご案内 (要予約)

相談内容	曜日	時間	相談員	場所
経営相談	(月)～(金)	午前9時～午後5時	区商工相談員	区立中小企業センター
創業相談	(月)～(金)	午前9時～午後5時	区商工相談員	
企業法務相談	第1・3(火)	午前10時～12時	飯野 泰子 弁護士	
特許相談	第2・4(金)	午前10時～12時	工藤 実 弁理士	
海外ビジネス相談	第1～4(水)	午前9時～午後5時	吉岡 義継氏 (元住友商事)	
発注相談	(月)～(金)	午前9時～午後5時	区商工相談員	

問い合わせ・予約先 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL 5498-6340

今年10月、開始100年を迎える 国勢調査が実施されます

国勢調査は日本に住む全ての人と世帯が対象です。5年に一度行う調査で、今回、大正9年の開始から100年の節目を迎えます。国が法律に基づき行う最も基本的で重要な統計調査です。国勢調査から得られる統計は、防災計画の策定や、高齢者福祉施策など、国や地方公共団体の行政上の施策へ利用されます。また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

調査書類の配布は9月中旬の予定です。また国勢調査は、パソコン、スマートフォンからのインターネット回答、もしくは郵送にて回答が可能です。国勢調査へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



各企業様におかれましても従業員の方に国勢調査のご周知をお願いいたします。

連絡先 地域活動課統計係 TEL 5742-6869

総務省 JPQR普及事業

キャッシュレス決済なら JPQR をはじめましょう

6/22日
申込開始!

～JPQRの導入で、マイナポイントへの対応も可能に!～

「JPQR」とは、一般社団法人キャッシュレス推進協議会により策定されたQRコード決済の統一規格です。複数社ある決済QRコードを1枚のQRコードにまとめる(統一化)ことで、1枚のQRコード(JPQR)で複数社の決済に対応できます。

「JPQR」でお申込可能な決済サービス



*1 福岡銀行のみ対象 *2 楽天ペイ(アプリ決済)

なお、「JPQR」を使用するにあたり申し込みが必要です。すでにWEBで受付を開始しておりますので、ご興味ある方は右記QRコードまたはURLからお申込みください。



<https://jpqr-start.jp>

JPQR普及事業コールセンター

TEL 0120-206-100

(午前9時～午後6時 土日祝日含む)

環境関連助成事業

①ミスト設備設置助成

微細ミスト設備を設置する際に要する経費の一部を助成します。

対象 区内で助成対象機器を設置する法人か個人事業主、リース契約における借主

助成額 対象経費の2分の1(上限250万円)

※他の制度と併用する場合は差額の2分の1

申請期限 令和3年3月19日(金)

②事業所用LED照明設置助成

区内施工業者を利用して10万円以上のLED照明設置工事をした際の経費の一部を助成します。

対象 未使用のLEDを区内の事業所等に設置した中小企業者

助成額 設置費用の1割(上限30万円)

申請期限 令和3年3月19日(金)

③低公害車買換え助成

低公害車への買換えを行った際の利子補給・信用保証料補助を行います。

対象 区内中小企業者・個人事業主で「東京都環境保全資金」の利子補給金等交付決定通知を受けた方。

対象車 「東京都環境保全資金」融資対象車

利子補給額 利子と都利子補給金確定額との差額

信用保証料補助額 信用保証料と都信用保証料補助金確定額との差額

申請期限 令和3年3月31日(水)

④エコアクション21認証取得助成

エコアクション21を認証取得した際の経費の一部を助成します。

対象 エコアクション21を初めて認証取得した区内中小企業者

助成額 対象経費の1/2(コンサルタント委託費を要した場合:上限20万円)

(コンサルタント委託費を要しなかった場合:上限15万円)

申請期限 令和3年3月19日(金)

※①～④共通 先着順で助成金の予算がなくなり次第受付終了

申し込み・問い合わせ 品川区環境課環境管理係 TEL 5742-6949

社会保険労務士相談

新型コロナウイルス感染症により、雇用環境の見直しや国の助成金の活用などを行う区内中小企業向けに社会保険労務士による無料相談窓口を開設しています。

- 費用** 無料
- 利用時間** 月～金曜日午後1時～5時 ※要予約(9月30日まで)
- 場所** 武蔵小山創業支援センター
- 相談可能内容**
 - 雇用環境の整備(テレワークの導入等)
 - 就業規則の見直し
 - 従業員の休業への対応(休業手当支払等)
 - 国の助成金(雇用調整助成金等)活用
 - 東京都・品川区の助成金の活用 等
- 予約方法** 前日までに電話でご予約ください
武蔵小山創業支援センター TEL 03-5749-4540
 予約受付時間: 平日午前9時～午後5時

ビジネス・カタリスト派遣

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営課題を抱える区内中小企業に対し、品川区へ登録している専門家(ビジネス・カタリスト)を派遣します。

- 費用** 無料
- 相談可能内容**
 - 資金調達(融資活用)
 - 雇用環境の見直し(従業員の休業対応、テレワーク導入、時差出勤導入、特別休暇創設など)
 - 経営戦略の見直し
 - 販売計画、生産計画の見直し
 - 補助金・助成金の活用 等
- ※100名を超える専門家が登録しており、さまざまな相談に対応可能です。
- 派遣回数** 1社10回まで
- 問い合わせ** 商業・ものづくり課産業活性化担当 TEL 03-5498-6351

雇用環境安定化事業助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の助成金(雇用調整助成金等)を受けようとする区内中小企業に対し、申請に要する社会保険労務士の代行費用等を助成します。

- 助成額** 上限10万円(助成率10/10)
- 助成対象費用** 下記の国の助成金の申請に要する社会保険労務士への事務手数料(代行費用等)
 - ①雇用調整助成金
 - ②小学校休業等対応助成金 等
- ※1社各助成金1回限り
- 募集期間** 令和2年4月15日から令和3年2月26日まで
- 問い合わせ** 商業・ものづくり課産業活性化担当
TEL 03-5498-6352

雇用環境整備事業助成金

新型コロナウイルス感染症対策のためにテレワークや特別休暇制度等の導入のためにかかった費用やコンサルティング費用等の一部を助成します。

- ① 助成額** 最大100万円、対象経費の4/5
 - 対象経費** テレワーク導入のために令和2年4月1日から令和2年9月30日までに支払いが完了する下記の費用等
 - テレワーク規定の作成(必須)
 - コンサルティング料
 - 勤怠管理ツール等の利用料
 - 機器の設置・設定費
 - パソコン等機器購入費用(※条件あり、上限20万円まで)
 - ※令和2年8月31日までに導入が完了し、テレワーク実施が確認できるもの
 - ② 助成額** 最大20万円、対象経費の4/5
 - 対象経費** 新型コロナウイルス感染症対策として、下記制度導入のために就業規則の改定を行った際の専門家へのコンサルティング費用
 - 特別休暇創設
 - 時差出勤制度導入 等
 - ※新型コロナウイルス感染症対策のために導入したもののみ
 - 募集期間**
 - ①令和2年4月15日～令和2年8月31日(対象期間を変更して再募集予定)
 - ②令和2年4月15日～令和3年2月26日
 - ※予算がなくなり次第受付終了
- 共通**
- 申請資格** 区内中小事業者(みなし大企業を除く)
申請方法等、詳しくは中小企業支援サイト(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/corona/josei/2014.html>)をご覧ください。
 - 問い合わせ** 商業・ものづくり課産業活性化担当 TEL 5498-6352

中小企業診断士相談

区内中小企業向けに、国(経済産業省)持続化給付金、家賃支援給付金、東京都・感染拡大防止協力金の申請に係る中小企業診断士による無料相談窓口を開設しています。

- 費用** 無料
- 利用時間** 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※要予約
- 場所** 品川区立中小企業センター
- 相談可能内容** 国(経済産業省)が実施する「持続化給付金」、「家賃支援給付金」の申請相談
東京都が実施する「東京都感染拡大防止協力金」の申請相談
※申請の代行は行っておりません
- 予約方法** 前日までに電話でご予約ください
相談窓口事務局 TEL 042-490-5729(事業委託先:株式会社キャンパスクリエイト)
 予約受付時間: 平日午前9時～午後5時

融資 あっ旋

中小企業向け 経営相談・融資あっ旋のご相談

品川区中小企業事業資金

区内中小企業の皆さまが必要な事業資金を低利で借り受けられるよう取扱金融機関に対し、区があっ旋をする制度です。

【拡充】緊急資金・経営変化対策資金2020

対象拡充 ●創業後1年未満の方もご利用いただけるようになりました。 ●売上の状況にかかわらずご利用いただけるようになりました。

資金	利率	あっ旋限度額	信用保証料補助	返済期間
緊急資金・経営変化対策資金2020	3年間無利子 4年目以降0.2%以内	2,000万円	区が全額補助	10年以内(うち据置36か月)

その他の制度

資金	利率	あっ旋限度額	信用保証料補助	返済期間
小規模企業特別事業資金 ※1	3年間無利子 4年目以降0.2%以内	2,000万円	全額補助	5年以内(うち据置6か月)
経営支援資金 ※2	3年間無利子 4年目以降0.2%以内	2,500万円 (運転のみの場合は1,500万円)	区が2/3負担	7年以内(うち据置6か月) ただし、運転のみの場合は5年以内(うち据置6か月)
経営安定化資金 ※2	0.6%以内	3,000万円	区が2/3負担	10年以内(うち据置12か月)
事業運転資金	0.6%以内	2,000万円	区が2/3負担	5年以内(うち据置6か月)
事業設備資金	0.6%以内	3,000万円	区が2/3負担	7年以内(うち据置6か月)

※1 小規模企業者の方を対象とした制度です。 ※2 中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号の認定を取得された方が対象です。また、この他にも制度がございます。その他の制度、各資金の詳しい要件等は、品川区中小企業支援サイトをご覧ください。

問い合わせ 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 03-5498-6334

※ 古紙を配合した紙を使用しています。